

2026年個人情報保護法改正法案を徹底解説 —AI・データ利活用、子ども・生体情報保護、課徴金導入まで—

2026年4月7日に閣議決定された個人情報保護法等改正法案は、いわゆる3年ごと見直しを踏まえ、**データ利活用の促進と高リスク領域の保護強化**、さらに**命令・課徴金・罰則による執行実効性の確保**を一体で進める大きな制度改正です。

企業実務への影響は、AI・データ分析、子ども情報、生体情報、委託・クラウド、漏えい対応、第三者提供、内部統制など広範に及びます。本ウェビナーでは、改正法案の背景と全体像を確認し、実務上重要な改正ポイントと企業に求められる対応の方向性を分かりやすく解説します。

スケジュール

◆ 日時 2026年4月22日(水) 13:00~15:00 (ZoomによるWEBセミナー)

◆ 主催 弁護士法人三宅法律事務所

◆ 参加費 無料

◆ 講師 弁護士 渡邊雅之(弁護士法人三宅法律事務所 パートナー)

弁護士 越田晃基(弁護士法人三宅法律事務所 アソシエイト)

弁護士 岩田憲二郎(弁護士法人三宅法律事務所 アソシエイト)

弁護士 出沼成真(弁護士法人三宅法律事務所 アソシエイト)

◆ プログラム

- ・ 改正法案の背景と全体像
- ・ 改正の基本的な考え方
- ・ 統計作成等に関する新たな利活用ルール
- ・ 公衆衛生・契約履行場面での本人同意例外の見直し
- ・ 特定生体個人情報に関する新たな規律
- ・ 16歳未満の者の個人情報に関する新たな規律
- ・ 連絡可能個人関連情報に関する新たな規律
- ・ 漏えい等発生時の本人通知義務の見直し
- ・ 委託を受けた事業者に関する規律とクラウド利用との関係
- ・ 命令制度の強化、課徴金制度の導入、罰則の見直し
- ・ 施行時期、経過措置、今後企業に求められる実務対応の方向性

※ 本セミナーのLIVE配信は、Zoomを利用します。

講師プロフィール

- ◆弁護士 渡邊雅之（弁護士法人三宅法律事務所 パートナー）
- ◆弁護士 越田晃基（弁護士法人三宅法律事務所 アソシエイト）
- ◆弁護士 岩田憲二郎（弁護士法人三宅法律事務所 アソシエイト）
- ◆弁護士 出沼成真（弁護士法人三宅法律事務所 アソシエイト）

※個人情報保護法制、AI関連規制、データ利活用規制・ガバナンス等を中心に助言・対応。

お申し込みのご案内

弊事務所のホームページ 又は こちらのURLよりお申込みください。

👉 **三宅法律事務所 セミナー** **検索**（ZoomによるWEBセミナーとなります。）

👉 <https://miyakemail-jp.prm-ssl.jp/20260422.html>

👉 申込期日：4月20日（月）までにお申し込みください。

【お申込みの流れ】

- (1) お申し込み後、セミナー前日までに登録メールが届きますので、ご登録をお願いします。
- (2) 登録後、セミナー受講URLが届きます。
- (3) セミナー当日、(2)の受講URLよりセミナー受講画面にお進みください。

※登録メールはmiyakenews@miyakemail.jpより、受講URLはno-reply@zoom.usからお送りしますので、受信できるよう事前にご準備お願いいたします。

こちらのアドレスは配信専用です。

※セミナーのURLがメールが届きますので、ご視聴予定のデバイスで閲覧可能なメールアドレスでご登録することをお勧めします。

※直前のリマインドメールはございませんので、当日まで保存をお願いいたします。

お問い合わせ先

弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所

TEL 03-5288-1021（代表）（担当：井田、松原、堀口）

※恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。

※ご入力いただく個人情報につきましては、セミナー運営管理・弊所業務のご案内のみに利用させていただきます。弊事務所担当者から営業のお電話をすることがあります。ご希望されない場合は事前にご連絡ください。

詳細は弊事務所ホームページ（<http://www.miyake.gr.jp/>）記載の「プライバシーポリシー」をお読みください。